

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2579 号 2015.8.10 発行

### 子供が楽しめる作品そろそろ...キネコ国際映画祭

読売新聞 2015年08月10日

子供たちが楽しめる映画を世界中から集めた「キネコ国際映画祭」が8月11日、開幕する。

「キンダー・フィルム・フェスティバル」を今年から名称変更し、会場も東京・渋谷に変わった。渋谷区文化総合センター大和田「さくらホール」、シダックス・カルチャービレッジで、15日まで行われる。



コンペティションには、ロボットのウブロじいさんと1匹の犬との交流を描いた「ウブロじいさんといぬ」=写真=や、売れ残った家が旅に出る「たびするおうち」など、14本が参加する。

まだ字幕を読めない子供が楽しめるように、外国語映画は、会場で戸田恵子ら声優たちが吹き替えをする。また視覚、聴覚障害者のために、副音声や字幕も付いている。

コンペ以外では、「映画 ひつじのショーン〜バック・トゥ・ザ・ホーム〜」「かぐや姫の物語」といった長編のほか、「きかんしゃトーマス」「うっかりペネロペ」などもそろそろ。

両施設とも2歳以下無料。「さくらホール」の前売り券は3〜17歳500円（当日券700円）、18歳以上1000円（同1300円）。シダックス・カルチャービレッジは当日券のみで、一律500円。詳細は同映画祭のホームページ (<http://www.kinder.co.jp/>)で。

### 東京パラ五輪へ選手発掘 中学生〜60代の50人が競技体験

東京新聞 2015年8月10日

二〇二〇年の東京パラリンピックに向け選手を育成するためのイベント「めざせパラリンピック！可能性にチャレンジ2015」=主催・日本パラリンピック委員会（JPC）=が九日、東京都障害者総合スポーツセンター（北区）で開かれ、関東地方などから集まった中学生から六十代までの五十人が車いすテニスなど十九競技を体験した。

このイベントは、東京パラリンピックの開催決定を受け昨年から開催。各競技団体が選手を発掘するとともに、参加者にやりたいスポーツを見つけてもらうのが目的。

参加者は、各競技団体や選手の指導を受けて競技を体験した。

車いすバスケットボールを体験した高校二年山口悠希斗（ゆきと）君（17）=神奈川県大和市=は月に一度、選手から指導を受けている。「中学一年でバスケを始めた時からパラリンピックが目標。東京でぜひ出たい」と意気込みを話した。

JPCの大槻洋也（ひろや）強化委員長は「健常者と違って競技の裾野が広いわけではなく、選手を見つけるのは難しい。来年からは各競技団体と協力して各地で選手の発掘に取り組めたら」と話す。イベントは二十六日に大阪市でも開かれる。（北爪三記）

## 障害者積極雇用 県が新たに6事業所認定

東京新聞 2015年8月10日



障害者雇用の優良事業所に認定された事業所の代表者ら＝県庁で

県は、障害者を積極的に雇用している本年度の「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」に、松戸市の卸売り・小売業「トラスコ中山 プラネット東関東」など六事業所を新たに認定した。

ほかに認定されたのは、ケイ・ティ・サービス（市原市、医療・福祉）、サービスワン（同市、同）、バラの学校（館山市、教育・学習支援業）、ニッポン食堂（白井市、農・林・漁業）、ティーエスケー（船橋市、建設業）。

認定制度は二〇〇八年度から始まり、県は今回の六事業所を含め百四十二事業所を認定。事業所には認定書が

交付され、県ホームページで紹介されたり、県の融資制度が利用できる。

今回認定された六事業所では、障害者が物流センターでの格納作業、事務での集計作業や封筒印刷、畑や農園での管理作業などに従事している。

県内でハローワークを通じた障害者の就職件数（一四年度）は、過去最高の二千七百八十四件。（村上一樹）

## ふりかけ「必要ないやろ」と母、包丁で長女切る

読売新聞 2015年08月10日

食事中にふりかけを使おうとした長女に「必要ないやろ」などと言って口論となり、長女の手を包丁で切ったとして、大阪府警河内長野署は9日、同府河内長野市の無職女（35）を殺人未遂容疑で現行犯逮捕した。「殺すつもりはなかった」と否認しているという。

発表では、女は9日午後3時50分頃、自宅で高校1年の長女（15）に包丁を振りかざし殺害しようとした疑い。奪おうとした長女は右手に軽傷を負った。

女は長女と長男と3人暮らし。長女が一人で食事をしていたところ、ふりかけを使おうとしたことに女が怒ったという。同署には3～6月に3回、親子げんかを理由に通報があり、同署は女が子供の顔をたたくなど虐待の疑いがあるとみて、府富田林子ども家庭センターに通告していた。

## 長崎「被爆体験者」の医療費支援、認知症も追加へ

朝日新聞 2015年8月9日



式典があった平和公園では夕方になっても手を合わせる人が後を絶たなかった＝9日午後7時3分、長崎市の平和公園、長沢幹城撮影

塩崎恭久・厚生労働相は9日、長崎原爆で爆心地から12キロ圏内にいながら、法律で定めた被爆地域の外



のために被爆者と認められていない「被爆体験者」について、医療費を支給する制度の対象疾患に認知症を追加する方針を明らかにした。長崎市内で被爆者5団体と面会した際に示した。

面会では、被爆者団体が被爆地域（爆心地からの半径が南北約12キロ、東西約7キロ）の拡大を求めたが、塩崎厚労相は「健康影響で問題となる量の放射線被曝（ひばく）があったとの科学的知見はない」として、「拡大は困難」と答えた。

被爆体験者は、被爆者と同等の支援を受けられない。ただ、長崎県内に現在も住み、被爆体験による心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの精神疾患がある人に限り、精神疾患とそれに伴う合併症の医療費が支給されている。

対象の合併症はこれまで狭心症や慢性胃炎などで、新たに認知症を加える。被爆体験者の高齢化や、PTSDと認知症との関連を指摘する研究を踏まえたという。自民党の議員連盟が7月、認知症の追加を厚労省に要望していた。

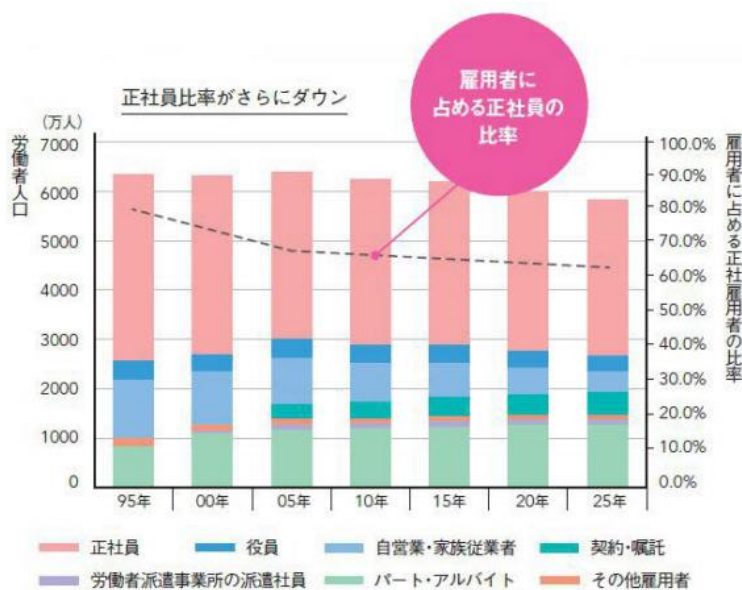
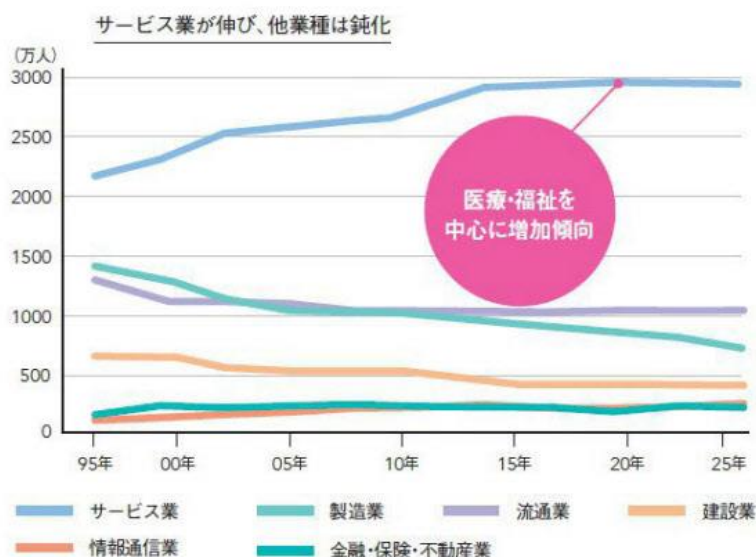
厚労省によると、被爆体験者として医療費の支援を受けているのは、今年3月末時点で6920人。被爆者健康手帳を交付された被爆者は全国に約18万4千人いて、医療費が原則無料になり、一定の病気になると月約3万4千円の手当が出るなどの支援がある。被爆体験者を被爆者と認めるよう求める裁判が続いている。（福宮智代）

**10年後になくなる仕事、残る仕事 あなたの仕事は？** 日本経済新聞 2015年8月10日  
人工知能が人間の仕事を代替する時代。働き続けられる仕事は何



か？ 経理は×、看護師は○——。将来の有望職種を調べました。

人工知能の発展に伴い、10年後には人間の仕事なくなる——。英オックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授が2013年にこんな論文を発表し、話題にな



った。オズボーン准教授が各職種の労働関連のデータに基づいて試算したところ、医師や小学校の先生は残るが、電話営業やタクシー運転手などは人工知能に代替されるという結果になった。

リクルートワークス研究所主任研究員の中村天江さんは、「すぐに人工知能が人間に取って代わるわけではありませんが、雇用環境は厳しくなります」。

リクルートワークス研究所が予測した2025年の雇用環境は下のグラフの通り。超高齢化社会により、労働

人口が減るものの、製造業や事務職では機械化がさらに進み、求人も減る。一方、機械が取って代わることのできない医療・福祉職はますますニーズが高まるのに、やりたがる人がいない。「需給のミスマッチはますます深刻化するでしょう」。

### ■2025年の雇用状況 需給のミスマッチが深刻化

下のグラフは、業種別の就業者の推移と、就業人口の推移。業種別ではサービス業、特に医療・福祉業界以外は鈍化する。就業人口は6274万人から6091万人に減

人工智能に代わられる主な仕事		生き残る仕事	
電話営業員	タクシー運転手	ソーシャルワーカー	小学校の先生
手縫い裁縫師	法律事務所の事務員、秘書	聴覚訓練士	心理カウンセラー
不動産ブローカー	レジ係	作業療法士	人事マネージャー
税務申告書作成者	クレジットカードの審査員	口腔外科医	コンピューターシステムアナリスト
経理担当者	小売り営業員	内科医	学芸員
データ入力者	医療事務員	栄養士	看護師
保険契約の審査員	モデル	外科医	聖職者
不動産仲介業者	コールセンターのオペレーター	振付師	マーケティング責任者
ローン審査員	飛び込み営業員	セールスエンジニア	経営者
銀行窓口係	保険営業員		

※英オックスフォード大学、マイケル・A・オズボーン准教授の論文「未来の雇用」で示された職種から抜粋。

に医療・福祉業界以外は鈍化する。就業人口は6274万人から6091万人に減

少する。

リクルートワークス研究所のホームページ (<http://www.works-i.com/research/2014/2025yosoku/>) でデータ公開中。

### ■10年後に残る仕事は…

下の表は、アメリカ労働省のデータに基づいて、702職種が人工智能に置き換えられるかどうかを試算した結果を抜粋したもの。右が90%以上の確率で生き残る仕事、左がなくなる仕事。前者に比べ、後者は既に機械化が進んでいる仕事が目立つ。

### 2025年は…

#### 1. 超高齢化社会で人材不足が顕著に

超高齢化社会で、15～65歳の労働人口は減るだけでなく、介護による離職者も増える見込み。介護離職をしなくてもすむように、「企業側の対応が不可欠です」。

#### 2. 機械による代替が始まる

「人工智能までいなくても、機械化は確実に進みます。サービス業を中心に、人でなければならぬ仕事か、他者にはないスキルを持つ“タレント”人材にならないと厳しいでしょう」。

#### 3. 医療・福祉現場で労働環境が改善か

人手不足が深刻化する医療・福祉業界では、人工智能による代替は進まない。人材を集めるために、給与を上げるなど、働きやすい環境づくりを工夫するはず。

この人に聞きました **中村天江さん** リクルートワークス研究所主任研究員。東京大学数理科学研究科修士課程修了。99年リクルート入社。就職・転職・キャリア支援のサービス企画を経て、09年リクルートワークス研究所に研究員として異動。就業構造や労働移動について主に研究している。



(日経WOMAN 岡本藍) [日経WOMAN 2015年8月号の記事を再構成]

### 論説：地域交通の再構築

佐賀新聞 2015年08月10日

佐賀県は地域交通の再構築に向け、2018年度まで5年計画で検討を進めている。生活の利便性を維持、向上させるためには身近な移動手段の確保が欠かせない。地方共通の

課題であり、容易に解決策を見いだすのは難しいが、地域の実情を踏まえてモデルとなる成功事例を出したい。

県は6月、県内のバス路線すべてに始発から最終便まで調査員が乗り込んで乗客からアンケートを採った調査結果を公表した。対策を検討する上で実態をつかむのは不可欠だが、乗車区間や利用目的などの詳しいデータはなかったという。県の力の入れようがうかがえる全国でも珍しい調査であり、しっかりと生かしたい。

調査は昨年9～10月、2000を超える便を対象に行い、佐賀市営バスからも別に提供を受けた。その結果、「概ね8割以上の便で最大乗客は10人以下」「枝線では利用者ゼロの便が3割」「最大乗客3人以下の便は7割」などの利用実態が分かった。日常、すれ違う路線バスの乗客の少なさには気づいていたが、この結果にはあらためて驚かされる。

タクシーについても事業者の協力で聞き取り調査を行い、6000近いサンプルを集めている。利用者は会社員が約4割で、次いで高齢者が約3割を占めた。高齢者の目的地を見ると、自宅や病院、商業施設など日常生活に関わる利用が多く、生活のための移動手段となっている状況が浮かび上がった。

佐賀県をはじめ、地方は自家用車の保有率が高く、これまでバスや鉄道など公共交通の利用は減少傾向にあった。しかし、高齢によって自分で運転できなくなると、途端に不便を来す。今後、そうした高齢者が増えていくのは確実で、喫緊の重要課題と捉えたい。

バス路線の維持やコミュニティバスの運行など公共交通を確保するため、国、県、市町は毎年10億円以上を負担してきた。それでも便数は少なく、利便性が悪いため利用者が増えない。利用者が少ないため、便も維持できなくなる。この悪循環が続いており、今回の取り組みで何とか断ち切って、安定した仕組みにつなげなければならない。

採算性を考えれば、民間事業者だけで対応するのは難しく、行政主体のコミュニティバスやデマンドタクシーなどで補う必要がある。ただ、それも導入すれば不便さが解消するわけではないのは、各地の事例でも明らかである。要は、いかに利用者となる地域住民の声を反映した運営ができるかにかかっている。

県は「地域交通モデル事業」で市町の取り組みを後押しする。民間事業者、行政それぞれが担うべき役割を考え、利用してもらえる移動手段、ネットワークを構築していきたい。  
(大隈知彦)

## 社説：性犯罪の厳罰化 被害者支援の充実図れ 毎日新聞 2015年08月10日

性犯罪の罰則に関する法務省の有識者会議が報告書をまとめた。

強姦（ごうかん）や強制わいせつの被害者が告訴しなくても容疑者を起訴できるようにし、刑罰も重くすべきだという意見が多数を占めた。法務省は法改正が必要か検討するが、人権や罪の重さからすれば理解できる流れだ。

強姦罪と強制わいせつ罪が告訴を要する「親告罪」なのは、事件が公になって被害者に不利益が生じるおそれがあるという考え方からだ。

だが、そもそも被害者に何ら非はない。社会の意識こそ変わらなければならない。同時に、被害者のプライバシー保護には十分配慮する必要がある。

被害者が捜査機関に自ら告訴状を提出するのは精神的な負担が大きい。親族などから被害を受け、告訴をしないよう周囲に止められたり、加害者の弁護士から告訴を取り下げて示談に応じるよう持ちかけられたりすることは少なくない。

欧米では告訴を必要としないのが主流だ。被害者の負担は軽くなり、埋もれていた被害が明るみに出ることも期待できる。

有識者会議では強姦罪の法定刑が「懲役3年以上」で、「懲役5年以上」の強盗罪より軽いとして厳罰化を求める意見も多かった。被害者が一生心に傷を負うことを考えれば納得できる。

被害者が子供の場合、大人よりも被害を訴えにくいいため、公訴時効を撤廃・停止すべき

かどうかも議論された。だが、「被害から長時間経過すると被害者の供述が唯一の証拠になりやすい」と懸念する意見が多かった。

冤罪（えんざい）を防ぐ意味では理解できるが、子供は最も弱い立場にある。法的に不利益のないよう検討を重ねてほしい。

被害者支援の現状には課題もある。警察官や検察官から事情を聴かれる際、配慮不足で再び傷つけられることがある。それを心配し、捜査機関への相談をためらう人は多い。被害者を保護する意識の徹底が求められる。

内閣府は、被害者が支援を1カ所でまとめて受けられる「ワンストップ支援センター」を増やそうとしている。医師、看護師、弁護士、警察などが連携して対応すれば被害者の負担は大きく減る。しかし、病院の人手不足や費用負担を理由に協力が得られないことがしばしばある。国のいっそうの支援が必要だ。

性犯罪は人の尊厳を著しく侵害する「魂の殺人」である。それでも名前と顔を出して被害者支援を訴えてきた女性たちもいる。その思いを受け止め、事件を減らすとともに支援の環境づくりを進めたい。

**社説：副作用大きい消費者契約法改正の再考** 日本経済新聞 2015年8月10日

政府の消費者委員会の専門調査会が、消費者契約法改正に向けた中間報告をまとめた。

消費者保護の強化を狙うあまり、事業者に過大な負担を強いる法改正を進めるのではなか、と心配だ。経済への副作用が大きすぎる規制強化は再考してほしい。

今回の消費者契約法改正論議の焦点は、事業者による不適切な勧誘の範囲拡大だ。インターネット取引の普及などを背景に、消費者が誤認に基づいた契約を取り消しやすくするという。

第1に、「消費者の利益になることだけを言い、不利益になることを故意にいわなかった」という要件の緩和が検討されている。

事業者が消費者の利益になることを告げなくても、都合の悪いことを故意に言わなかっただけで契約の取り消しを認める案だ。

第2に、契約を取り消せる「勧誘」の対象を「特定の取引を誘引する目的をもってした行為」に広げ、不特定多数に向けられた広告も場合によっては含める案が示された。

店舗や消費者の自宅での勧誘に加え、テレビやラジオのCM、ネット広告、テレビショッピング、通信販売のカタログなど対象が大きく拡大するおそれがある。

第1と第2の規制が重なると、事業者にとってはビジネスに大きな影響が出る公算が大きい。たとえば、自動車のイメージ広告に、事業者が「乗り心地やハンドルの重さは個人の感覚によって異なります」といった注意書きを限りなく載せる必要が生じる、とみる専門家がいる。

また、消費者が「広告に書いていない」という理由だけで返品や別商品への交換を要求する事態が頻発しかねない、との懸念が事業者から出ている。事業者に法令順守のための膨大な負担が生じ、経済活動が萎縮する危険がある。

もちろん悪質な事業者から消費者を守ることは大事だ。しかし、その目的を達成する手段は慎重に検討すべきだ。

金融商品取引法など個別法や指針の改正、業界の自主ルールといった解決策もある。それらを選択肢とせず、消費者契約法改正ありきの姿勢ならバランスを欠く。

専門調査会が事業者からの意見を十分に聴いていないとの経済界の不満も強い。秋以降も議論を続けるというが、拙速は避けるべきだ。法改正の内容しだいで、成長戦略との整合性も問われる。

**社説：学習指導要領案 自主性を大切にしたい**

北海道新聞 2015年8月10日

文部科学省が、小中高校の新しい学習指導要領の骨格案を、中央教育審議会の部会に示した。

最も大きく変わるのが高校だ。日本史と世界史を統合して近現代史を学ぶ「歴史総合」、社会・政治参画の意欲を高める「公共」などを新設し、必修科目とする。

日本の高校生は自国の歴史を含め、近現代史の学習が不十分な傾向が指摘されてきた。こうした教科の必要性は理解できる。

ただ、歴史や公民分野では教科書検定で政府見解に基づく修正が相次ぐなど、論議を呼んできた。

教育には客観性と中立性が欠かせない。その基本を大切にすることが、何よりも必要だ。

学習指導要領は約10年ごとに改定されてきた。今回も中教審の各専門部会での論議で具体的な内容を肉付けし、2020年度以降、小学校から順次、実施される。

高校では現在、「地理歴史」の中で世界史が必修、日本史と地理が選択必修科目になっている。

これを「世界情勢を理解するには近現代史の転換点を重点的に学ぶ必要がある」として、「歴史総合」を設けた。

公民分野は、現在の現代社会、倫理、政治・経済の3科目を「扱いは今後検討する」と棚上げし、「公共」を必修とした。

自国の近現代史を世界との関わりの中でグローバルに学べれば、アジア諸国と相互理解を進める上でも役に立つだろう。

「公共」では選挙権年齢が18歳以上になるのを踏まえ、選挙など政治参加を学習。年金や健康保険という社会保障、消費者教育なども盛り込んでいる。

気になるのは、日本の伝統や愛国心などを重視する安倍晋三政権と自民党の意向が、骨格案に反映されていることだ。

自民党は昨年の衆院選で、「日本人としてのアイデンティティーが必要」として高校での日本史必修化を公約に掲げ、道徳教育などの推進を図る必要があるとして、「公共」新設を提唱した。

自民党の衆院議員が最近、学生デモに関して「利己的個人主義がここまでまん延したのは戦後教育のせい」と発言した。

さすがに党内にも批判があるが、「公共」の下で特定の価値観が押しつけられないか心配になる。

文科省は今回の改革で、討論などを通じて主体的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」の普及など、子どもたちの自主性を重視する方針を打ち出している。ぜひ、実践してほしい。

## 社説：【フリースクール】多様な学びを支えたい

高知新聞 2015年08月10日

不登校の子どもの学びを支援するフリースクールなど民間の施設に通っている小中学生が3月時点で約4200人いることが、文部科学省の初めての実態調査で分かった。

不登校の小中学生は2013年度から増加に転じ、14年度は約12万2900人に上る。学校とは別の居場所としてフリースクールの重要性は高まっている。

全ての子どもたちに教育の権利は保障されている。多様な学び方に理解を深め、支援策を考えたい。

全国に少なくとも470余りあるフリースクールなどの民間施設は、学校教育法上の「学校」ではないため、公的支援は限られている。例えば出席扱いについてだ。文科省は現在も、フリースクールへの通学を校長の判断で出席として扱うことを認めている。だが、運用は現場に任されており、対応にはばらつきがある。調査でも4割以上が出席扱いになっていなかった。

経済的な負担も見逃ごせない。調査によると、1カ月の会費（授業料）は、1万円超3万円以下が最も多く、3万円超5万円以下が続く。費用は家庭の負担となるため、通うこ

とを諦める子どもも少なくない。

施設側も会費だけでは運営資金が足りず、閉鎖に追い込まれるケースがあるという。

学校に行きたくても行けない子どもや集団生活になじめない子どもにとって、フリースクールは大事な学びと成長の場だ。さまざまな視点から支援策を検討し、選択肢を広げたい。フリースクールをめぐるのは、文科省が1月に有識者会議を立ち上げ、支援の在り方を議論している。超党派の議員連盟も義務教育の中に位置付ける法案を議員立法で今国会に提出する方針だ。保護者が作った学習計画を教育委員会が認めれば、保護者は子どもの就学義務を果たしたとみなすという。学校外の学びを議論する動きは歓迎したいが、懸念もある。行政が関与しすぎれば、フリースクールから多様性や自由な雰囲気失われる可能性がある。現場の声を踏まえた施策を進めてほしい。

一方で、不登校への対応はこれからも学校が中心となることに変わりはない。悩む子どもや保護者に粘り強く向き合うことを忘れてはならない。

### 『障害者殺しの思想』 横田弘著 読売新聞 2015年08月10日 社会の風潮撃つ視点

いわば“伝説の書”の復刊とっていいだろう。本書は、1979年に刊行（JCA出版）されたものの、その後、絶版となり図書館でもなかなか手にすることができなかった。

著者は脳性まひの重度障害者（一昨年死去）で、ドキリとするタイトルは、当時続発していた家族による「障害者殺し」を踏まえたものだ。

例えば1970年、横浜市で2人の障害児を育てていた母親が、下の娘をエプロンのひもで絞め殺すという事件が起こった。しかし事件後、母親に多くの同情が集まることとなる。母親を殺害に追い込んだのは、何より日本の福祉政策の貧困であり、母親もまた被害者であると、町内会や障害児をもつ親の会を中心に、加害者である母親の「減刑」を嘆願する運動が開始されたのである。

こうした動きに異を唱えたのが、著者らを中心とする障害者団体「青い芝の会」だった。殺した母親がかわいそうというなら、殺された子はどうなるのか。減刑は、障害者の「生存権」の否定である、として徹底した抗議行動を展開したのである。

彼らは「役に立たない人間は存在する価値がない」という社会の風潮や人間観そのものを撃ち、同時にわが子を愛しながらも障害児であることを恥じ、やがて自分自身の手で殺そうとする「親の愛」さえも撃った。

『親』によって私たち『障害者』はどれ程の抑圧、差別を受けているか。（略）『愛』の本質に潜むエゴを見据えなければならない。そして、所詮自己執着から逃れ得ない人間の哀しみを確認し、その時点からの叫びをあげなければならないのだ

鋭利な社会批判はもちろん、親子の愛憎を障害者問題の根本に据えた視点は、今日の出生前診断や家族介護を取り巻く問題を考える上でも重要で、深い。「増補新装版」である本書には、社会学者・立岩真也氏による解説も付され、社会福祉や生命倫理を学ぶための必読文献であるばかりか、わが身を切り刻むような問題提起が今なお異様な存在感を放つ。

◇よこた・ひろし＝1933～2013年。難産による脳性まひで不就学。1981～83年、「全国青い芝の会」会長。 現代書館 2200円



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行